海陽町建設業者指名停止措置要綱

平成１８年９月１３日
改正　平成２３年４月１日
改正　平成３０年３月１日
改正　令和　２年４月１日

（指名停止）

第1条　建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱の規定により参加資格の認定を受けた者が、別表各号に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

２　海陽町暴力団等排除措置要綱に定める要件に該当するものについてもその規定により指名停止等を行なうものとする。

３　指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

第2条　第1条の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

２　第1条の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員 について、当該共同企業体の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

第3条　有資格業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

２ 有資格業者が次の各号の1に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。

⑴ 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後、1か年を経過するまでの間（ 指名停止の期間中を含む）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

⑵ 別表第6号から第8号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第6号から第8号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）

３ 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短

縮することができる。

4 有資格業者について極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（指名停止の通知）

第4条 指名停止の措置及び措置内容の変更を決定したときは、直ちに建設業者に通知する。

（随意契約の相手方の制限）

第5条 指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、地方自治法施行令第167条の2に規定する場合で、あらかじめ町長の承認を受けたときはこの限りではない。

（下請等の禁止）

第6条 契約担当者は指名停止の期間中の有資格業者が、町発注工事の全部若しくは一部を下請し若しくは受託し、又は当該工事の完成保証人となることを承認してはならない。

（措置の決定及び効力）

第7条 指名停止を行う場合及び措置内容の変更を行う場合には、建設工事審査委員会の審査に諮らなければならない。

（測量、建設コンサルタント等の契約に係る有資格業者への準用）

第8条 第1条から第7条までの規定は測量、建設コンサルタント業務等の有資格業者の指名停止に準用することとする。

附 則

この要綱は、平成18年9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年３月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

措置要件	期間
1(虚偽記載) 　町工事の契約に係る競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上12月以内
2(粗雑工事) 　次に掲げる工事の施工に当たり、工事を粗雑にしたと認められるとき(注1) 　(1)故意による粗雑工事(注2) 　　ア　町工事 　　イ　町工事以外のもの(以下「一般工事」という(注3) 　(2)過失による粗雑工事 　　ア　町工事 　　イ　一般工事	当該認定をした日から 6月以上12月以内 2月以上6月以内 3月以上12月以内 1月以上3月以内
3(町工事に係る契約違反等) 　第2号に掲げる場合のほか、次の事項に該当するとき。 　(1)町工事の契約の締結又は履行に当たり、契約若しくは建設業法に違反し、又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 　(2)正当な理由なくして工事請負契約を締結しなかったとき。 　(3)町が発注する建設工事において、暴力団等から不当介入を受けながら、町への報告及び警察への届出を怠ったとき。	当該認定をした日から 6月以上12月以内 1月以上6月以内 1月以上6月以内
4(公衆損害事故) 　次に掲げる工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。 　(1)町工事(軽微な損害を除く) 　(2)一般工事(重大事故であると認められるとき)	当該認定をした日から 3月以上6月以内 1月以上6月以内

5(工事関係者事故) 　次に掲げる工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 (1)町工事 (2)一般工事(重大事故であると認められるとき)。	当該認定をした日から 2月以上4月以内 1月以上3月以内
6(贈賄) 　次に掲げる者が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1)町職員に対する贈賄 　ア　有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。) 　イ　有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう)を代表する者で、アに掲げる者以外の者(以下「一般役員等」という。) 　ウ　有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。) (2) 県内の町以外の公共機関の職員に対する贈賄 　ア　代表役員等 　イ　一般役員等 　ウ　使用人 (3) 町外の公共機関の職員に対する贈賄 　ア 代表役員等 　イ 一般役員等 　ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 12月 12月 12月 8月以上12月以内 8月以上12月以内 8月以上12月以内 4月以上12月以内 4月以上10月以内 2月以上6月以内
7(独占禁止法違反行為) 　次に掲げる事項に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき (1) 町工事 (2) 町内における業務(工事に関する場合を除く) (3) 町外における業務	当該認定をした日から 6月以上12月以内 4月以上12月以内 3月以上12月以内

8(競売入札妨害又は談合) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、次の(1)の契約に関し又は(2)若しくは(3)において、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 町工事 (2) 町外における業務	逮捕又は公訴を知った日から 12月 3月以上12月以内
9(建設業法違反) 町工事外の工事の施工に当たり、建設業法に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上6月以内
10(町税条例違反) 町税納期限が経過しても町税を納税していない者 (法人については、個人分を含む)	完納まで指名除外
11(不正又は不誠実な行為) (1) 指名業者として指名されたにもかかわらず、正当な理由なくして入札に参加しなかった者。 (2) 役員等が法令等違反の容疑により逮捕、書類送検、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 (3) 町が発注する工事等で、設計金額、最低制限価格等を事後公表としている場合、又は設計概算額を事前公表している場合に未公表の入札情報を入手するため、職員に働きかけを行ったとき。 (4) 前各号に掲げる場合のほか、不正又は不誠実な行為を行い、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 3月以上12月以内 当該認定をした日から 2月以上12月以内
12(徳島県の指名停止等) 徳島県が指名停止及び排除期間中の者。	徳島県が科した期間

(注1) 工事現場だけでなく資機材残土などの運搬中土捨場資材置き場等における事故などを含める
(注2)引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである状態。
(注3)町が発注した以外の工事、公共工事、民間工事を問わない。